

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年4月23日	
福井市長 あて	
提出者	
住所	東京都江東区亀戸2丁目26番10号 (立花亀戸ビル)
氏名	(株)富士ピー・エス 関東支店 執行役員支店長 辻 裕治
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-5858-3175	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	(株)富士ピー・エス・(株)安藤・間特定建設工事共同企業体 北陸自動車道(特定更新等)九頭竜川橋他2橋床版取替工事(その2)
事業場の所在地	福井市堂島町8字20番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	4,923,600千円
③従業員数	6人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスコンがら、コンクリートがら、紙くず、木くず、建設混合廃棄物、廃プラスチック類、建設汚泥は処理業者へ委託し、再資源化を実施する。その他のがれき類は、処理業者へ委託し、最終処分を実施。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 現場代理人が産廃処分業者を選定し、委託契約の締結を行う。建設副産物責任者により産業廃棄物の搬出依頼を行い、マニフェスト交付、管理を行う。また廃棄物の分別、保管状況の把握も行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、紙くず、廃プラスチック類で分別を行い、保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の通り今後も実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） -		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度) 実績】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	木くず	紙くず	コンリートガラ		
	排出量	87.4t	42.4t	11.4t	30.8t	1.7t	1092.2t		
	(これまでに実施した取組)								
	型枠材の転用を行い、木くずの搬出を抑制した。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	木くず	紙くず	コンリートガラ	アスコンがら	その他がれき類
	排出量	100 t	10 t	10 t	6 t	5 t	20 t	50 t	40 t
	(これまでに実施した取組)								
	引き続き型枠材の転用を行い、木くず排出の抑制を行う。コンクリートがら、アスコンがら、その他がれき類は、更新工事施工完了により産廃量は削減される予定である。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	木くず	紙くず	コンリートガラ		
	全処理委託量	87.4t	42.4t	11.4t	30.8t	1.7t	1092.2t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	再生利用業者への処理委託量	87.4t	42.4t	11.4t	30.8t	1.7t	1092.2t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う	0t	0t	0t	0t	0t	0t		
	これまでに実施した取組 産業廃棄物処理委託契約を交わし、法令を遵守した上で処理を行っている。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	建設混合廃棄物	木くず	紙くず	コンリートガラ	アスコンがら	その他がれき類
	全処理委託量	100 t	10 t	10 t	6 t	5 t	20 t	50 t	40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	100 t	10 t	10 t	6 t	5 t	20 t	50 t	40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	これまでに実施した取組 上記加えて、産廃の追跡調査を実施する。								